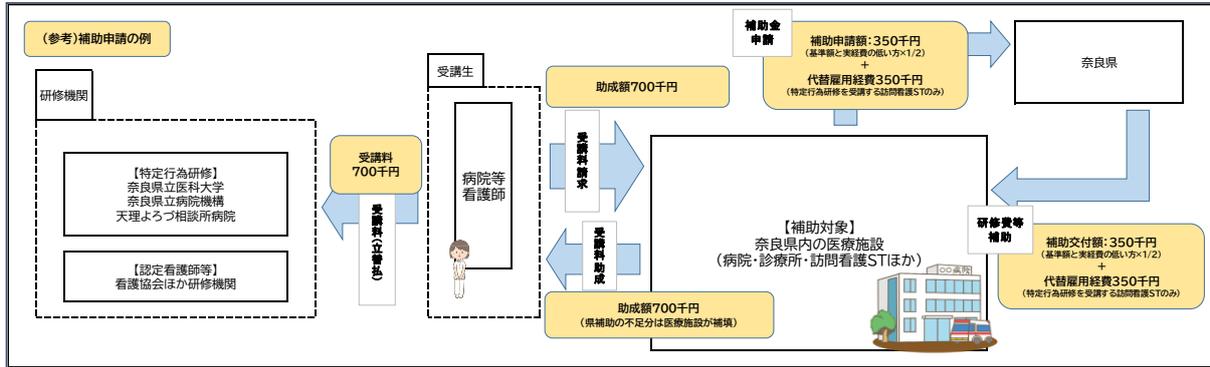


# 看護職員資質向上支援事業補助金の概要

看護職員の資質向上を図るため、県内の指定研修機関で開講される特定行為研修や在宅医療関連分野の認定看護師教育課程等の受講経費を助成する病院等に対する補助を行います。



## 【補助対象事業者】

病院等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所）の開設者。

## 【補助対象事業】

病院等が次に掲げる研修等を受講する看護職員（県内の病院等で3年以上看護師等の業務に従事した者に限る。）

に対し、**修学に要する経費を助成する事業（※）**

（※）例えば、受講生の一時立替払に対する清算金は補助対象ですが、受講生が最終的に自己負担する分は補助対象外となります。

- ① 県内の指定研修機関が開講する特定行為研修
- ② 日本看護協会が認定する認定看護師又は専門看護師の資格取得を目的とした教育課程であって、次に掲げる分野に係るもの
  - ◆認定看護師教育課程（15分野）  
皮膚・排泄ケア、緩和ケア、がん薬物療法看護、在宅ケア、感染管理、糖尿病看護、腎不全看護、乳がん看護、摂食嚥下障害看護、認知症看護、脳卒中看護、がん放射線療法看護、呼吸器疾患看護、心不全看護、小児プライマリケア
  - ◆専門看護師教育課程（8分野）  
がん看護、精神看護、地域看護、老人看護、慢性疾患看護、感染症看護、家族支援、在宅看護
- ③ 在宅医療に関連する分野に係る研修であって、②に準ずるものとして知事が認めるもの

## 【補助内容】

- ・補助対象経費：①病院等が受講生に助成する学費（入学金、授業料及び実習費）②代替雇用経費（訪問看護 STのみ）
- ・基準額・補助率：①700千円（補助率1/2）、②350千円（補助率10/10）

## 【補助の主な条件・注意事項】

- ・補助金の交付決定を受けた年度の末日までに研修等を修了すること。対象となる研修のうち②・③を受講した場合は、2年以内に認定看護師等の資格を取得すること。
- ・交付申請時に作成した受講生活用計画の計画期間中、在籍する法人が開設する県内の医療施設で勤務を継続すること（補助終了後、就業証明書等を毎年提出いただき、在籍状況を確認します）。
- ・受講生活用計画期間中の離職や県外医療施設への転職が生じた場合、交付決定を取り消します。

